

投資事業有限責任事業組合契約に関する法律に基づく
投資事業有限責任組合における「業務の執行」の考え方について

平成 21 年 7 月

1. 趣旨

経済産業省のホームページにおいて公表している投資事業有限責任組合契約に関する法律逐条解説（平成 17 年 6 月 1 日改訂）の 47 ページでは、投資事業有限責任組合契約に関する法律（以下「LPS 法」という。）第 7 条において無限責任組合員（以下「GP」という。）の専権とされる「組合の業務の執行」（以下、「業務執行」という。）は、民法第 670 条第 2 項と同様、組合のすべての業務執行を指すものであって、各種の法律行為はもちろん、事実上の給付、労役、作業等、組合のために必要な事実行為を包含するものとされております。

他方、投資事業有限責任組合（以下「LPS」という。）の有限責任組合員（以下「LP」という。）に対しては、LPS 法において組合の運営等における一定の権利が認められており、また、個別の LPS 契約において追加的に LP の権利を認めていることがあります。

このような権利に基づく LP の行為は、基本的に GP が行う業務執行には該当しないと考えられますが、例外的に、業務執行に該当する、すなわち、あたかも GP として業務執行を行っているなどとされるべき場合も考えられます。

そこで、逐条解説における考え方をもとにして、LPS において LP のどのような行為が業務執行に該当する、または、該当しないと考えられるかについて、昨今の LPS の運営状況を踏まえ、記載いたします。

2. 行為類型ごとの考え方

(1) 基本的な考え方

LPS 法上、LP は LPS 契約の主体であり、GP や他の LP とともに共同で一定の事業を営む者である（同法第 3 条第 1 項）ため、契約主体としての権利行使や事業を営む上で必要な権利行使は認められ、このような行為については原則として業務執行に該当しないと考えられます。

なお、LP が自らの業務として行う行為についても、LPS の業務として行うものではないことから、原則として業務執行に該当しないと考えられ

ます。

(2) 行為類型ごとの整理

LPS 法上の権利に基づく行為

(イ) LPS の存続、解散のために行う行為

LPS は、組合員が共同で投資事業を営む団体であり、LPS のあり方は、組合員の合意に基づき決められるものです。このため、LPS 法において投資組合の解散の請求権が認められています（LPS 法第 16 条）。また、議決権行使による事業目的等の投資組合の契約の変更等の要求若しくは承認をし、又は承認をしないこと（例えば、LPS の存続期間の変更や LP の加入、GP の選任等、同法第 3 条等）や、GP を解任する権利（同法第 16 条、民法第 672 条第 2 項）、他の LP を除名する権利（同法第 16 条、民法第 680 条）が認められております。

このような行為は、LP が LPS の組合員であることから行うことが認められるものでありますので、業務執行に該当しないものと解されます。

(ロ) LP 自らの権利を確保するための行為

LP は LPS の組合員としての権利を確保する権利を有します。このため、脱退時の持分払戻請求権（LPS 法第 16 条）や、確定した分配請求権に基づく分配の請求（同法同条）は業務執行に該当しないものと解されます。

(ハ) GP の行う業務執行の監督のために行う行為

LPS は、組合員が共同で投資事業を営む団体であり、このような性質に基づき、GP の行う業務執行が適切に行われているかを LP が監督するための権限として、LPS 法においては、財務諸表等の閲覧権（LPS 法第 8 条）、業務及び財産の状況の検査権（同法 16 条）等が LP に認められています。

このような権限に基づく行為は、LPS の事業の適切性を確保する

ためのものであり、業務執行に該当しないものと解されます。

LPS 契約上の権利に基づく行為

例えば、利益相反取引や、組合として許容される一定以上のリスクのある行為等を行うについて LP 等の承認を要するとするなど、LPS 契約において GP が一定の行為を行うにあたり LP の承認を要するものとされている場合があります。

このような承認等は、上記 (イ)(ハ)で認められる LP としての監督権限、GP の業務範囲の決定権限等の行使と考えられ、また、承認等があったとしても、GP が自らにより業務執行を行うかを判断するものであるため、このような承認等は、原則として、業務執行に該当しないものと解されます。

なお、LP の承認等にかからしめることが、実質的に GP の決定と同視できる場合（例えば、すべての投資先の決定について LP の同意を必要としている場合など）については、GP の決定権限を LP が有していると考え業務執行に該当することになる可能性があります¹。

以 上

¹ 参考：投資事業有限責任組合契約に関する法律第 9 条第 3 項「有限責任組合員に組合の業務を執行する権限を有する組合員であると誤認させるような行為があった場合には、有限責任組合員は、前項の規定にかかわらず、当該有限責任組合員は、その誤認に基づき組合と取引をした者に対し無限責任組合員と同一の責任を負う。」